

豊田市山村地域等定住応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山村地域等の移住・定住者を増やし、健全な地域コミュニティの保持と地域づくりを図ることを目的とし、地域活動への参加を前提に山村地域等に定住する者に対して、住宅取得に要する経費の一部を交付する豊田市山村地域等定住応援補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 山村地域等 豊田市のうち、別表第1に掲げる地域をいう。
- (2) 住宅 人が日常生活を営むことを目的とした建築物で、申請宅地内に玄関、居住スペース、浴室、便所及び台所がすべて設置されているものをいう。
- (3) 新築 更地に新たに住宅を建築することをいう。
- (4) 売買 既存住宅を購入することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 山村地域等に定住するために住宅を新築又は購入し、自治区などの地域活動に参加する意思があること。
 - (2) 前号の住宅取得に伴い、山村地域等において、新たに定住する世帯又は人員の増加があること。
（第5条で規定する事前申請時に山村地域等で賃貸借契約によって居住する者が、山村地域等で住宅を新築又は購入した場合は、新たに定住する世帯又は人員の増加があるとみなす）
 - (3) 取得した住宅の他に、山村地域等内に補助金対象者の所有する住宅がないこと。
 - (4) 補助金対象者が取得した建物の所有権保存登記等を行い、補助金対象者が所有権を2分の1以上有していること。なお、所有権が2分の1の場合は、どちらか一方の申請とする。
 - (5) 取得した住宅に居住し、住民票を異動すること。
 - (6) 豊田市税を滞納していないこと。
 - (7) 暴力団員でない者
 - (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者
 - (9) 住宅取得に際して、遵守すべき法令等に違反していないこと。
 - (10) 交付申請を受理した日が、この要綱の施行日から令和9年3月31日までの間であること。
- 2 補助金対象者と同居する者は、前項第6号から第9号までに規定する要件を全て満たすものでなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の交付対象とならない。
- (1) 従前の居住が持ち家で山村地域等内での人員増のない居住者全員の住所異動をする場合（単なる建て替え、引っ越しの場合）
 - (2) 補助金対象者で既に市が実施する豊田市山村等定住奨励金、豊田市農山村等住宅取得費補助金及び本補助金の交付を受けた者

(3) 補助金対象者で既に市が実施する豊田市山村地域等空き家再生事業補助金及び定住支援策等を目的とした補助金等の交付申請中又は交付を受けた者

(補助金の額)

第4条 補助金対象者に交付する補助金の額は、住宅取得に要する経費のうち、次の各号のいずれかに10分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、別表第2に定める額を限度とし、補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 住宅を新築する場合の工事費（住宅建築にかかる造成費を含む。）

(2) 住宅を購入する場合の購入費

2 前項の規定による補助金のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合は、住宅用地（住宅が建つ一連の区画（宅地に限る。）をいう。以下同じ。）取得に要する経費（土地の売買契約に基づく売買価格であり、造成費は含まない。）の10分の1を乗じて得た額を加算する。ただし、別表第2に定める額を限度とし、補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする住宅の取得に伴う住宅用地の取得であること。

(2) 住宅用地の取得に伴う所有権移転登記の日から補助金を受けようとする住宅の取得に伴う登記の日までの期間が5年以内であること。

(3) 補助金対象者が土地の所有権を2分の1以上有していること。

(補助金の事前申請)

第5条 補助金対象者は、基準日（住宅の建築工事請負契約日又は売買契約日）の前に豊田市山村地域等定住応援補助金事前申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事前申請の審査)

第6条 市長は、前条の規定による豊田市山村地域等定住応援補助金事前申請書の提出（以下「事前申請」という。）があったときは、速やかに審査し、事前申請審査通知書（様式第2号）を送付するものとする。

2 前項の事前申請審査通知書は、補助金の交付を約束するものではない。

(事前申請の変更等)

第7条 補助金対象者は、第5条の規定による事前申請の内容の変更又は取り下げをするときは豊田市山村地域等定住応援補助金事前申請変更・取下げ届出書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する変更に係る内容のうち、補助金対象者の変更は、事前申請における補助金対象者と同居する家族（同一世帯に限る）に限るものとする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第8条 補助金対象者は、住宅取得に伴う登記の日又は住民票を異動した日から1年以内に豊田市山村地域等定住応援補助金交付申請兼実績報告書（様式第4号）に別表第3に掲げる該当の図書等を添えて市長に提出しなければならない。なお、住宅取得に伴う登記の日と住民票を異動した日の間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付申請をすることができない。

(1) 偽りその他不正な手段により事前申請を行なった者

(2) 事前申請と異なる住宅取得を行なった者

(3) 事前申請の日から2年以内に補助金の交付申請をしなかった者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが適当でないと判断した者

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定及び交付額を確定するものとし、豊田市山村地域等定住応援補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条に規定する通知の後、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、豊田市が定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた補助金の一部又は全部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第1（第2条関係） 山村地域等

1 全地域で山村地域等に含まれる町名	
小原地区	市場町、岩下町、永太郎町、大ヶ蔵連町、大坂町、大平町、大洞町、乙ヶ林町、小原大倉町、小原北町、小原田代町、小原町、柏ヶ洞町、鍛冶屋敷町、上仁木町、苧萱町、川下町、喜佐平町、北大野町、北篠平町、樽俣町、雑敷町、沢田町、下仁木町、李町、川見町、千洗町、寺平町、東郷町、百月町、荷掛町、西丹波町、西萩平町、西細田町、日面町、平岩町、平畑町、前洞町、松名町、三ツ久保町、宮代町、築平町、遊屋町
足助地区	安美京町、明川町、足助白山町、足助町、綾渡町、井ノ口町、岩谷町、有洞町、上八木町、漆畑町、大井町、大河原町、大蔵町、大蔵連町、大多賀町、大塚町、国閑町、籠林町、上切山町、上小田町、上佐切町、上脇町、川面町、北小田町、霧山町、国谷町、桑田和町、桑原田町、五反田町、小町、小手沢町、沢ノ堂町、塩ノ沢町、下国谷町、下佐切町、下平町、白倉町、新盛町、菅生町、摺町、千田町、竜岡町、田振町、玉野町、近岡町、葛沢町、葛町、椿立町、栃ノ沢町、栃本町、戸中町、富岡町、中立町、永野町、西檜尾町、怒田沢町、野林町、則定町、冷田町、東大島町、東大見町、東川端町、東渡合町、東中山町、久木町、平沢町、平折町、二夕宮町、細田町、御内町、御蔵町、実栗町、室口町、岩神町、山谷町、山ノ中立町、四ツ松町、連谷町、月原町
下山地区	阿蔵町、蘭町、宇連野町、大桑町、大沼町、蕪木町、神殿町、黒坂町、小松野町、下山田代町、田折町、高野町、立岩町、田平沢町、栃立町、梨野町、野原町、花沢町、羽布町、東大林町、平瀬町、和合町
旭地区	浅谷町、旭八幡町、明賀町、有間町、伊熊町、池島町、一色町、市平町、牛地町、太田町、大坪町、押井町、小滝野町、小渡町、伯母沢町、加塩町、上切町、上中町、日下部町、小田町、小畑町、榊野町、笹戸町、三分山町、閑羅瀬町、島崎町、下切町、下中町、杉本町、須淵町、惣田町、田津原町、坪崎町、時瀬町、東萩平町、模本町、万町町、万根町、余平町
稲武地区	稲武町、大野瀬町、押山町、小田木町、川手町、黒田町、桑原町、御所貝津町、富永町、中当町、夏焼町、野入町、武節町
上記以外の地区	豊田市開発審査会基準第18号に指定されている地区

別表第2（第4条関係） 補助金の限度額

条件	限度額
交付申請時において、申請者若しくは配偶者（豊田市ファミリーシップ宣言制度を活用し、宣言証明書の発行を受けた者を含む）が40歳未満、又は申請者が義務教育終了前の子を有しており、かつ、同居している場合	500,000円
上記以外の場合	250,000円

別表第3（第8条関係） 交付申請兼実績報告書に必要となる図書等

提出図書等	新築	売買
(1) 固定資産証明書（無資産証明書） ※市内に自己所有資産がある場合は、課税台帳登録事項証明書（名寄）又は固定資産税・都市計画税課税証明書（山村地域等の地域内に自己所有の住宅がないことを証明できるもの）	○	
(2) 各階平面図	○	
(3) 所有した全ての土地及び建物の登記全部事項証明書 ※建物は保存登記、土地は所有権移転、申請者と異なる場合は関係の分かる書類	○	
(4) 公図	○	
(5) 建物の工事契約書の写し又は売買契約書の写し ※契約日・契約者・工事請負業者（相手方）・契約金額の記載された面の写し	○	
(6) 土地の売買契約書の写し ※契約日・契約者・相手方・契約金額の記載された面の写し	○	
(7) 土地及び建物の領収書等の写し（支払いを確認できるもの） ※通帳の写し、ATMの振込通知は不可	○	
(8) 土地及び建物の課税（補充）台帳登録事項証明書 ※売買契約書に土地・建物の価格が記載されている場合は、不要	-	対象のみ
(9) 完了後の外観写真	○	
(10) 誓約書	○	
(11) 土地取得がない場合 ・戸籍謄本（親の土地を使用する場合等） ・土地の賃貸借契約書（他人の土地を借用する場合等）	対象のみ	-
(12) 建築基準法による検査済証 ※小原、足助、下山、旭、稲武地区は、構造規模により不要の場合あり	○	-
(13) 建築基準法による検査済証がない場合（建築確認申請が不要な場合） ・配置図 ※方位、縮尺、寸法、敷地境界、接道の位置及び幅員の記載があるもの ・写真 ※玄関（内側からドアが写るもの）、居住スペース、浴室（浴槽が写るもの）、便所、台所（シンクやIH等が写るもの）		対象のみ
(14) 従前に居住する住宅が申請者以外の持ち家で、山村地域等から山村地域等に異動する場合 ・従前の住宅に居住する者の住民票		対象のみ
(15) 豊田市ファミリーシップ宣言制度を活用している場合 ・宣言証明書		対象のみ
(16) その他、必要に応じて、市長が必要と認める書類		対象のみ

※提出図書等は全てコピー可とし、(1) (8) (14) は原則3か月以内のものとする。